

弁護士会の福利厚生

第5回 東京都弁護士協同組合のご案内

厚生委員会委員 下谷 収 (40期)



東京都弁護士協同組合についてご案内します。

1 東京都弁護士協同組合とは

東京都弁護士協同組合（Tokyo Lawyers Cooperative 略称：東弁協）は、1968年4月11日中小企業等協同組合法に基づき、全国で最初に設立された弁護士協同組合で、東京三弁護士会所属会員の約88%の14,089名（2013年3月31日現在）が加入している弁護士の「仕事と暮らしをサポートする」ことを目的とする互助組織です。

2 東弁協の組合員になると

- (1) 東弁協の経営は事業収入によって運営されており、組合費などの負担は一切ありません。
- (2) 弁護士業務に便利な弁護士日誌（＝スケジュール帳 定価1,300円）が毎年10月頃に無償で配布されます。
- (3) 東弁協発行の最新「携帯実務六法」も加入時に一冊無償で配布され、次年度からは特別割引優待券で安く購入出来ます。
- (4) 東弁協が契約している特約店（約120社）で組合員価格での物品購入やサービス提供が受けられます。詳細は、東弁協ホームページ<http://www.tokyo-law.com/>、又は組合員にお配りしている「特約店ガイド」を御覧下さい。
- (5) その他、全国各地の協同組合から推薦された特産品や図書の購入、ホテル利用が特別価格で可能です。
- (6) 高い信用度を持つ弁護士専用クレジットカードが作れます。
- (7) 各種保険に、スケールメリットを生かした保険料（たとえば所得補償保険は25%割引）で加入出来ます。
- (8) 事業資金やフリーローン等の融資斡旋が受けられます。



- (9) その他、マジックキングダムクラブメンバーシップカードの発行や、デパート割引券（10%）等、お得な特典があります。

3 東弁協の主要な活動

- (1) 東弁協の活動は、①購買斡旋事業、②融資斡旋事業、③教育及び情報の提供、④福利厚生事業、⑤保険事業、⑥独立支援事業等につき、委員会やプロジェクトチームを設け、日々組合員の「仕事と暮らしをサポートする」ために行われています。



- (2) 「弁護士報酬基準等書式集」や東弁協叢書の発行、法律事務職員採用支援事業等々、それら全てを御紹介することは出来ませんが、なかでも司法改革の下で、激増する若手弁護士組合員に東京都内で弁護士活動



拠点を出来るだけ安価に提供すべく、設立された弁護士専用のシェア型オフィス「TLC本郷」は、全国的にも注目を集めています。

- (3) 東弁協の各種委員会やプロジェクトチームの活動は、主に月1回程度、昼の時間（正午から午後1時）に開催し、熱心な協議を行っています。

是非、東弁協の多くの若手組合員の方々にも活動に参加してご意見を頂けたらと思います。

※事業・サービスについて詳細は…

東弁協ホームページ<http://www.tokyo-law.com/>

※その他お問い合わせは…

東弁協事務局（弁護士会館14階）TEL.03-3581-1281